

中大法曹



2003. 5

中央大学法曹会

No.20

中央大学校歌

石川道雄 作詞
坂本良隆 作曲

一、草のみどりに風薫る

丘に目映き白門を
慕い集える若人が
真理の道にはげみつつ
栄ある歴史を承け伝う
ああああ中央 我等が中央
中央の名よ 光あれ

二、よしや嵐は荒ぶとも

揺るがぬ意気ぞいや昂く
春の驕奢の花ならで
みのりの秋やめざすらむ
学びの園こそ豊かなれ
ああああ中央 我等が中央
中央の名よ 誉れあれ

三、いざ起て友よ時は今

新しき世のあさばらけ
胸に血潮の高鳴りや
湧く歌声も晴れやかに
自由の天地ぞ展けゆく
ああああ中央 我等が中央
中央の名よ 栄あれ

中央大学応援歌

中央大学学友会選定 作詞
古関裕而 作曲

一、憧れ高く空ひろく

理想の光あやなせる
ああ中央の若き日に
伝統の誇る白門の
闘い挑むはた仰げ
力、力、中央 中央

二、情熱と力の若人が

精鋭こぞりふるいたつ
ああ中央の若き日に
雄叫ぶ血汐 紅は
闘魂たぎる火と燃える
力、力、中央 中央

三、我等が誇り覇者の歌

さんたり栄光我が生命
ああ中央の若き日に
今ぞ座らん覇者の座に
いぞ勝どきを揚げんかな
力、力、中央 中央



炎の塔 地鎮祭



炎の塔 正面



炎の塔 1階ロビー

平成三年度から五十周年

までの歴代幹事長

第二十四代幹事長

野宮利雄先生



平成3・4年度

第二十五代幹事長

安原正之先生



平成5・6年度

第二十六代幹事長

柳澤義信先生



平成 7 ・ 8 年度

第二十八代幹事長

猪俣喜蔵先生



平成 3 ・ 4 年度

第二十七代幹事長

田宮 甫先生



平成 5 ・ 6 年度

第二十九代幹事長

松家里明先生



平成 5 ・ 6 年度

「中大法曹」第二十号目次

表紙題字揮毫	松家里明
表紙写真	炎の塔
撮影	松家里明

今 燃えなければ	中央大学法曹会幹事長	松家里明(5)
----------	------------	---------

特色のある中央大学法科大学院の設置に向けて	理事長	阿部三郎(8)
-----------------------	-----	---------

ロースクールの開設に向けて	中央大学学長	角田邦重(15)
---------------	--------	----------

特集1 法科大学院の開設に向けて

中大法科大学院の開設に向けて	法科大学院開設準備室副室長	大村雅彦(23)
----------------	---------------	----------

法科大学院への途と中央大学法職講座の役割

中央大学法職講座	ロースクール進学対策特別委員会委員長	廣瀬克巨(29)
----------	--------------------	----------

モデルとしての米国ロースクール、日本の法科大学院のこれから

日弁連法科大学院設立・運営協力センター委員	矢部耕三(36)
-----------------------	----------

法科大学院開設に向けて——法科大学院制度と法曹会の役割

..... 中央大学法曹会事務局長 奈良道博(44)

特集2 炎の塔竣工に寄せて

学生研究棟「炎の塔」竣工式挨拶..... 中央大学法曹会幹事長 松家里明(55)

「炎の塔」竣工から利用開始そして銘板顕彰に至るまで

..... 学校法人中央大学常任理事 三宅邦彦(68)

中央大学多摩学生研究棟「炎の棟」の現況..... 学校法人中央大学現行司法試験対策特別委員会委員長

中央大学法学部教授 福原紀彦(88)

「炎の塔」と法科大学院..... 中央大学学術研究団体連合会委員長 鈴木正貢(92)

公認会計士試験への取り組み..... 中央大学経理研究所前所長 渡部裕亘(100)

支部報告

福岡支部の歩み..... 中央大学法曹会福岡支部長 湯川久子(107)

中央大学法曹会大阪支部の活動について..... 連絡担当幹事 友添郁夫(111)

委員会報告

人事委員会活動報告..... 人事委員会委員長 猪股喜蔵(117)

法職教育検討委員会活動報告書……………法職教育検討委員会委員長 向井 惣太郎(124)

大学問題委員会報告書……………大学問題委員会委員長 荻原 静夫(129)

会則検討委員会活動報告……………会則検討委員会委員長 青山 正喜(134)

広報委員会活動報告……………広報委員会委員長 坂 卷 國男(136)

機構改革実行特別委員会活動報告……………機構改革実行特別委員会委員長 山 本 隆 幸(141)

募金実行委員会活動報告……………募金実行委員会事務局長 大 高 満 範(147)

会務報告

平成一三・一四年度会務報告……………中央大学法曹会事務局長 奈 良 道 博(155)

資 料

中央大学法曹会歴代執行部一覽……………(177)

法曹会出身理事・監事一覽表……………(183)

法曹会出身評議員會議長・副議長一覽表……………(188)

法曹会叙勲者一覽表(勲三等以上)……………(190)

関係諸規定

学校法人中央大学基本規定(寄附行為)(規程第一号)……………(208)

中央大学学員会会則……………(225)

中央大学法曹会会則……………	(232)
中央大学法曹会人事委員会規則……………	(242)
中央大学法曹会大学問題委員会規則……………	(243)
中央大学法曹会法職教育検討委員会規則……………	(245)
中央大学法曹会会則検討委員会規則……………	(247)
中央大学法曹会広報委員会規則……………	(248)
中央大学法曹会○○支部会則(案)……………	(249)
中央大学法曹会機構改革実行特別委員会規則(案)……………	(252)
中央大学法曹会募金実行委員会規則……………	(254)
中央大学法曹会テミスを育む会運営委員会(仮称)規則(案)……………	(255)
役員名簿	

中央大学法曹会役員名簿(平成一三・一四年度)……………	(257)
中央大学法曹会／各種委員会委員名簿(平成一三・一四年度)……………	(265)
中央大学法曹会役員候補者名簿(平成一五・一六年度)……………	(270)
中央大学法曹会各種委員会委員長候補者名簿(平成一五・一六年度)……………	(271)

今 燃えなければ



中央大学法曹会幹事長

松 家 里 明

本学からの平成一四年度の司法試験第二次試験の合格者は一〇五名となり、平成一三年度の合格者七六名に比べて二九名も増加した。

大学別の合格者数では、両年度とも第五位であるが、第四位の京都大学との差は、平成一三年度は一四名であったのに対し、平成一四年度は五名の差となり、第四位に浮上するのも時間の問題となった。

また、平成一四年度の本学からの公認会計士試験合格者は、平成一三年度の合格者五九名から三五名増加して九四名となり東大を抜いて第四位から第三位に躍進した。

これは、大学がかつて国家試験に強い中央大学と言われた名声を回復すべく、指導体制を整え、法職講座運営委員会及び経理研究所の充実発展に努められた結果であると思う。

我々、法曹会は、学研連と連名で平成一一年四月二七日大学に対し、次のような要望書を提出した。

要望の趣旨

我々は、母校中央大学の司法試験第二次試験、公認会計士第二次試験等の合格者数の激減を早急にくい止め、且つかつての法学の名声を回復するために次の事項を要望します。

一、法学の多摩キャンパスに司法試験等の国家試験受験研究室、その他の諸施設を揃えた国家試験対応のための建物を建設すること。

二、駿河台記念館に、国家試験受験諸施設の拡充を、駿河台記念館での拡充が困難であれば東京都新宿区市谷本村町四二番地に取得するキャンパスに、国家試験受験研究室等の諸施設を設置されること。

大学は、平成一一年三月市ヶ谷キャンパスを取得すべく入札に参加し、同年一二月現在の市ヶ谷キャンパスを取得した。そして同所での大学院の開設準備を行うと同時に、同キャンパス内に法職講座運営委員会及び学研連の学生研究室と経理研究所の学生研究室を平成一二年八月開設し、積極的に国家試験対策に取り組まれたのである。

更に平成一四年八月には、学生研究棟「炎の塔」における指導、研究体制がスタートし、多摩学生研究棟運営委員会の下で強固な指導施策が実行されつつある。

平成一六年春から法科大学院が開校し、その二年後には新司法試験制度が実施される。

他方公認会計士試験についても平成一五年の通常国会に改正案が出され、試験を一回のみとし、会計士の数を現在の四倍に増やし、会計の専門職大学院制度を導入されようとしている。

今正に国家試験の大変革期を迎えようとしているのである。

我々は、大学と力を合わせてこの大変革期を乗り切り、かつての国家試験に強い本学の名声を回復しようではありませんか。

今 燃えなければ！



特色のある中央大学法科大学院の 設置に向けて

理事長 阿部 三郎

日頃中央大学法曹会の皆様におかれましては大学の運営につき全面的なご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

このたび幹事長松家里明先生より「中大法曹」二〇号の刊行に当り、これを法科大学院特集号とする企画のもとに、設立にかかわっている学内外の関係者より、これに相応しい内容の投稿を求めたいとして、私に対してもこの旨の依頼がありました。

そのため特色のある中央大学法科大学院の実現をめざし、現に賜っております中央大学法曹会のご協力のことも含めてまとめました。

第一に、平成一四年七月、かねてより中央大学法曹会の提唱による学生研究棟、通称「炎の塔」が完成し、国家試験に向けて挑戦する学生諸君が、どこの大学にもみられないような素晴らしい環境のなか

で、鋭意勉強に取り組む体制が出来上がったことであります。

この間の幹事長松家里明先生を中心とする法曹会員皆様の物心両面にわたる積極的なご協力につきまして心から敬意を表する次第であります。

松家先生が名付けられた、この「炎の塔」の出来映えは非常に立派なもので申し分ありません。

この上は、学生諸君が文字どおり炎のように燃えながら難関の突破に向けて取り組み、この塔の本来の目的が一日も早く達成されることを心から期待しております。

さて、建物は造られたが、これに魂が入らなければ、折角の「炎の塔」も「ハコ」だけとなってしまいます。

そのため、早速法人、教学の関係者、及び法曹会、学研連、経理研究所、会計士会関係の団体よりも委員を委託し、この炎の塔の本来的效果が発揮できるような学生研究棟運営委員会を発足させ、その運営のための体制をつくりました。

しかも、この運営委員会では、委員会内に現行司法試験対策とこのたびの司法改革の目玉とされる法科大学院入試対策を視野に入れた二つの特別委員会を設置し、いずれもすでに活動を開始しております。こうした先見性のある取組によって、炎の塔は近い将来、本学の法曹の養成機関としての新しい機能を発揮するであろうことを、私は強く期待しております。

第二として、本学の法科大学院に関連して、現在法人側で検討をしている中央大学ローファームについてご報告を申し上げます。

目下、中央大学法科大学院開設準備室は、来る六月末日の認可申請に向け、各作業項目の総仕上げの段階にありますが、法科大学院におけるカリキュラム設計も本学の特色も活かしながら、ほぼ固まりつつあるようにみられます。

このカリキュラムにおける実務基礎科目群のなかで、リーガルクリニック教育とするために必要なローファームのことが示されております。

準備室の構想によれば、リーガルクリニックは、法律相談、訴訟を通じて行うものとありますが、法律相談の場合は、教員が弁護士登録をして研究室などで行うこととし、訴訟クリニックについては、実務家教員が専門の執務スペースによって行うものとしております。とくにその実施の場所として法人が中央大学ローファームを設置し、指導担当弁護士には法人から給与、また学生指導委託料を支払うものとすることも検討されております。

しかし、準備室案によるこのクリニック構想では、このたびの司法改革による高度専門職業人養成のための実務基礎教育の場として、どれだけ積極的に且つ有効、適切にその役割を発揮し得るものか必ずしも明確ではありません。

司法制度改革の下で、中央大学ローファームの姿を画くならば、私は、そこには二一世紀の大学の使命を踏まえ、大学関連の施設として大学と共に、社会に対し、「知を還元する見地から攻める立場における中央大学らしいローファーム」であり、そして、その姿を見据えた学生のための実践的なリーガルクリニックでなければならないと思います。

以上の見地から、私は法科大学院の設立申請の時期を迎えるに当たり、本学においては、法人とは独立した弁護士法人として次のようなローファームの設立を提案いたしました。

以下、私の提案した中央大学ローファームの構想について要点だけをご紹介します。

(1) 設立目的

中央大学法科大学院との提携のもとに、大学院生のカリキュラムのうちの実務基礎科目群における教育に資し、より実務的実践能力の向上に役立つものとし、あわせて法人、中小業者、その他の市民に対する法的助言、協力のため、大学の使命とする高いレベルの知の還元にも資することによって、その社会的役割を担うものである。

(2) 事務所の名称

弁護士法人中央大学白門法律事務所と称する。(但し、設置の場所として記念館を望んでおりませんが、これが実現をみた場合は中央大学駿河台記念館法律事務所という名称も考えられる。)

(3) 事務所設置の形態

事務所の運営のための一切の経費、費用を学校法人中央大学に求めることなく、すべて白門法律事務所が負担する。

(4) 事務所の人的構成

左記の方法によりパートナーによる共同経営によって運営する。

① 共同経営者をパートナーと称する。

中央大学の専任教員で弁護士資格を有する者が弁護士登録を行い、現に弁護士業務を行っている弁護士と共にパートナーを組織する。

この場合、現に弁護士である者は、自己の法律事務所を白門法律事務所に移転し、他事務所の勤務弁護士である場合、登録事務所を白門法律事務所に移転しパートナーとなることができる。

②補助弁護士（アソシエイト）

弁護士資格を有する者が自らの法律事務所を白門法律事務所に置いて、補助弁護士（アソシエイト）として参加できる。

(5) 事務所の業務内容

①鑑定

A、鑑定は協賛会員の求めに応じて内外の法令、学説、判例に基づく法律上の見解、事案によっては科学的、技術的な検証をも行って出された所見を明らかにするもので、各学部教授の協力を得ながら経営者（パートナー）と補助弁護士（アソシエイト）とが合議に基づいてこれを作成する。

B、その他学員弁護士より鑑定の依頼がなされた場合でもAに準じてこれに応ずるものとする。

②法律相談

A、白門法律事務所内での法律相談業務は、経営者弁護士（パートナー）と補助弁護士（アソシエイト）が個別に又は合同してこれを行う。

B、経営者弁護士が事件の専門性に基つき専門的処理能力を有する協力弁護士に委託することが相当であると判断した場合に、当該協力弁護士と共に行う。

③法的助言

―特に事務所外業務活動―

イ、協賛会員、法人、企業における社内研修会、講演会による行事を通じての助言

ロ、新聞社との共催による、法律実務講演会による助言

ハ、高齢者の介助施設に出向き相続問題に関する遺言者作成指導助言

ニ、離島、過疎地における法的助言等のプロボノ活動

ホ、その他、本弁護士法人に相応しい公共上の助言指導

④協賛会員法人、個人、弁護士及び提携協力弁護士に対して、法の改正、成立、国内外の判例、学術論文の紹介、及び法的実務問題に関する情報提供サービスのための機関誌の刊行配布

⑤中央大学法科大学院より委託を受けて、学生に対する法律相談、受任訴訟事件を通じての訴訟活動に関する実務指導。

以上のことを骨子としておりますが、現在理事会内小委員会では本骨子を叩き台として検討していただいております。

しかし、大切なことは、当面ロースクールにおいてのリーガルクリニック教育を、まず早い時期にスタートさせなければならないことです。

私の提言する本来的なものは、これを実現するまではかなりの時間と資金を要することから、将来構想を踏まえながらも、当面は、早期に実現可能なクリニックを設置することを優先課題として、理事会小委員会は目下その方向で検討中であります。

しかし、私は法科大学院を通じての司法改革は、二一世紀の企業法務、国際取引法務、金融取引法務、知的所有権法務等々、国の内外を問わず、各分野の案件の増加傾向に伴い、質の高い法的助言、協力が必要不可欠とされるなかで、これに的確に応え得る人材の養成そのものにあり、そのためにも中央大学ローファームは、学員公認会計士、税理士、特許弁理士、その他の専門分野のエキスパートも含む複合的体制の下に構築し、法科大学院学生に対するリーガルクリニック教育に当たると共に、広く学員及び一般市民のためにも知の還元を通じ、効果的に機能するものでなければならぬと確信しております。そのため中大ローファームも小さく産んで大きく育てる手法で当たりたいものです。

最後に、どうしても考えなければならないことはロースクールのキャンパス施設のことです。現時点では市ヶ谷キャンパスを再改修して、これに充てる計画がありますが、はたして二年次における入学する院生の増員に対してお応じできるのかどうか。このことに関しては設立準備室の先生方を中心とする教育側と財政を担う法人側との緊密な協議体制をまず構築しなければなりません。その上で互いにその将来予測として、どのように認識するかについて見解の一致をみなければなりません。この点、まさに現在正念場を迎えている感じがいたします。

とりあえず、以上のとおり、現在の問題点などを通じ考えていることをまとめてみました。中大法曹会の諸先生におかれましては、これからよろしく御協力をお願い申し上げます。



ロースクールの開設に向けて

中央大学学長 角 田 邦 重

一、法科大学院いわゆるロースクールの開設準備は、トラック競技で言えば第四コーナーを廻って最後の直線にさしかかり、あとは全力を振り絞ってゴールに駆け込むだけといった時点にきていると言っ
てよいでしょう。文部科学省の設置基準も施行され、事後の申請手続きのスケジュールもほぼ明らかに
なりました。最初にそれを紹介しますと、本年六月末までに設置申請をし、八月から九月にかけて設
置審査会による設置構想と教育過程、教員組織、施設などについての審査が行われ、その判定結果を
受けて一一月末には認可をもらい、そして来年四月から開校ということになります。昨年一一月、学
長が就任したときは、これで本当に間に合うのかと心配になったほどでしたが、さすがにここに来て
作業は急ピッチで進んでいますので、認可を受けられないといった心配など露ほどもしていません。

振りがえってみますと、法科大学院の構想が登場したのは一九九八年一〇月に出された大学審議会

の答申「二一世紀の大学像と今後の改革課題について」のなかで大学院の高度職業人養成機能が強調され、とりわけ法曹養成制度改革との関係で「法曹養成のための専門教育の過程を終了した者に法曹への道が円滑に開ける仕組み（例えばロースクール構想など）について広く関係者の間で検討していく必要がある」との考え方が示されてからでした。そして「法の支配がこの国の血となり肉となる」ための改革を宣言した司法制度改革審議会の最終意見書（二〇〇一年六月）において、司法制度の人的基盤である法曹養成の中核としてロースクールが位置づけられることになり、具体化に向けての動きが加速されることになりました。中央大学はこの年の一二月に法科大学院開設準備室を設置し、迅速な取り組みを開始しています。しかし一般的に言えば、この間の働きは、おそらく関係者ですら想定しなかったほどの急ピッチな展開であったに違いありません。それだけに制度の具体的なあり方や、一体どの位の大学が設立に名乗りをあげそのうち本当に認可されるのはどれ位なのかについてさまざまな情報が飛び交い、この時期になって未だ確実な情報はない状態が続いているのです。

二、われわれ中央大学のロースクール構想の核心は、これまで多数の実務法曹を輩出してきた伝統を、新しい法曹養成制度の中でいかに受け継ぎ、発展させるかにあると言ってよいでしょう。

弁護士が身近なところにいらない（いわゆるゼロ・四地域）など、国民にとって疎遠な現状を解消する必要を、司法制度改革審議会は「国民の社会生活上の医師」としての法曹の養成と呼んでいます。が、これに應えるためには、専門的力量のみならず、一般の人達の悩みを共感を受けとめることのできる洞察力、そしてその利益を誠実に擁護する職業倫理感に支えられた人間的力を備えた法曹の育成

を目指さなければなりません。受験技術の教育に長けていることをうたい文句にしてきた司法試験予備校には到底期待できない、法科大学院ならではの教育の腕の見せ所になるはずです。設立を予定しているロースクールに、いずれも「法曹倫理」という科目の設置が予定されているのはそのためです。しかしわれわれのロースクールでは、単にそれに尽きるものではなく、層の厚い中大法曹の先生方にお願ひして、全国的規模で沢山の方にエクスターン・シップを引き受けていただくとともに、ロースクール付設のロー・ファームを開設し、学生のロー・クリニックの指導にあたることになっています。学生には、事件処理や依頼者との応接などを直接見聞する機会を通して、実務法曹の生き方を学んで欲しいと思っています。

知的財産権や医療、企業の倒産と再建・合併と分割、金融取引など、複雑で高度な専門知識を要する事件を取り扱う専門的法律家が不足していることも、司法改革審議会が随所に指摘していた通りです。またこれらの法的紛争の多くが企業のグローバルな活動に伴って生じており、外国人弁護士活動資格に関する制限を「非関税障壁」の一つとして捉え、その撤廃・緩和を求める外国からの強い要求があることも周知の事実です。われわれのロースクールは、これに応えるため、これら専門的分野や国際的渉外法務で必要とされる知識と経験を学べる科目、あるいは海外のロースクールへの留学の機会を提供するなどの仕組みを用意しています。幸い、われわれの大学は、これら専門的分野で活躍する著名な先輩法曹を有していることから、中大法曹会に推薦を依頼して実務家教員として招聘し、これらの科目の充実を図っています。他のロースクールには真似のできない、中央大学ならではの特

色になるはずで。

またこの点では、昨年からロースクールの開設を予定している市ヶ谷キャンパスで、社会人を対象に会計とファイナンスを専門とする国際会計研究科（アカウンティング・スクール）が開設されていることも付け加えておかなければなりません。両者の協力によって、会計やファイナル強い法律家、法律に強い会計士が生まれることが期待できるはずで。

最後に、法律家のこれから活動分野の一つとして、司法のみならず、国際機関や国の行政と立法、あるいは地方自治体やNPOなどにおける役割の増大をあげることができよう。規制緩和の進行とともに、事前の行政的規制に替わって、明確で透明な法的ルールによる規制が求められていますし、また法的紛争のコストを回避するため、司法的解決以前に紛争の発生を予防するリーガル・リスク・マネジメントや、裁判外紛争解決機構（ADR）の必要性も高くなるはずだからです。

高度職業人養成の一つとして始まったロースクールによる法曹養成は、行政機関の公務員養成や公認会計士の分野にも広がる気配を示しています。公務員を行政大学院ないしポリシースクールの卒業生から採用したり、アカウンティング・スクールの卒業生に公認会計士試験の科目を免除して受験し易きしようという動きです。これらは、高度専門職として共通性をもつだけに、専門＋職業の交流ないし相互浸透を進んで行くことは確実（できたら二〇〇五年度）行政大学院の開設を目指していますし、アカウンティング・スクールとロースクールとの協力を進めたいと考えていることは先に述べたとおりです。

三、ロースクールの開設には、多くの不確かな要因と厳しい難問が待ちうけていることも事実です。

一体、どれくらいのロースクールが開設されるのか、今の時点でも明らかでないことは先述の通りですが、その数如何によっては、司法試験の合格率は厳しいものになるざるを得ないでしょう。二年で卒業できる法学既修者がロースクールを卒業する二〇〇六年から新司法試験が実施されることになっていますが、二〇一〇年までの五年間は、現行司法試験も並行的に行われることになっています。この時点で合格者は三〇〇〇名になるわけですが、それまでは二〇〇〇名プラス・アルファの合格者数を（例えば毎年二〇〇名増加といった具合に）、ロースクール卒業者を対象とした新司法試験と現行司法試験の受験者として分け合うことになります。合格者の割振りについては今のところ未定です。仮に三〇〇〇名の第一期ロースクール卒業生が一五〇〇名の合格枠に挑戦しなければならないことになったら、合格率は平均して五割になります。八割の大学と二割の大学といった格差がつくことは避けられません。ロースクールの理念をいくら高く掲げて、実際には合格率の低いロースクールは学生から敬遠されてしまうでしょう。そして肝心の新司法試験がどういうものになるかも目下検討中で、走りながら考えるといったものにならざるをえない状態なのです。

ロースクールの学費がどの位になるのかも、まだ確定的ではありません。本年三月の週間東洋経済がロースクールに関する特集記事を組んでいましたが、それによると高いところで二五〇万円（大宮法科大学院大学）、低いところでも一五〇万円（久留米大学）、多くは二〇〇万円（早稲田・慶応・明治大学）となっています。国立大学がどこに設置するのか興味あるところですが、肝心の東大や京大

などの国立大学の学費は白紙になっていて、明らかにされていません。まだ決まっていないのでしようが、初めから公正な競争条件が確保されていないのであれば、優秀な受験生を集めることは困難になってしまいます。ロースクールの財政的自立はもともと私立大学にとって困難な課題なのですが、それ以上に、公正な条件のもとでの競争を強く望んでいます。